

八千代ムセン東浦

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

届出概要

開店時間を午前10時から午前9時に繰り上げ、閉店時間を午後8時30分から午前0時に繰り下げる。それに伴い、来客駐車場利用時間帯を午前8時30分から翌午前0時30分までとする。また、荷捌き施設における荷捌き可能時間帯を午前9時から午後10時までとする。(法第6条第2項)

届出事項

1	届出年月日		平成16年2月6日	
2	店舗名称		八千代ムセン東浦店	
	店舗所在地		知多郡東浦町大字緒川字北新田5-1ほか16筆	
3	変更をする日		平成16年3月15日	
4	届出事項	変更前	変更後	
(1)	設置者	名称	大和工商リ-ス株式会社	
		代表者	代表取締役社長 梶本六夫	
		住所	大阪市中央区本町橋5-20	
		備考	なし	
	小売業者	名称	八千代ムセン電機株式会社	変更前に同じ
		代表者	代表取締役社長 山崎安明	同
(2)	店舗面積	4,843 m ²	変更前に同じ	
		位置	別紙図面のとおりに	同
	駐車	台数	292台	同
		位置	別紙図面のとおりに	同
	駐輪	台数	90台	同
		位置	別紙図面のとおりに	同
荷捌	面積	89.0 m ²	同	
	位置	別紙図面のとおりに	同	
(3)	廃棄	容量	50 m ³	同
		位置	別紙図面のとおりに	同
	営業	開店時間	午前10時	午前9時
		閉店時間	午後8時30分	翌午前0時
	駐車場利用時間帯		午前9時30分から午後9時まで	午前8時30分(一部9時30分)から午前0時30分(一部午後9時)まで
	駐車場	出入口数	2箇所	変更前に同じ
出入口位置		別紙図面のとおりに	同	
荷捌時間帯		午前9時から午後8時30分まで	午前9時から午後10時まで	
業態	住・生活関連品専門店			
用途地域	工業地域			
参考	平成14年9月 開店(法第5条第1項)			

I 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項	評価
(1) テナントの履行確保	特になし	
(2) 責任者の任命	店長を責任者として任命	
(3) 予測乖離時の措置	対策を検討の上、必要措置を実施	
(4) 通年の臨時措置	特になし	
(5) 開店時の臨時措置	変更届のため必要なし	

八千代ムセン東浦

II 施設の配置及び運営方法関連事項

1 駐車需用の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

① 荷捌施設の整備等

ア 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	混在	89m ²	無	20分	1台	1台	

② 経路の設定等

(1) 車両関係

ア 搬出入車両関係

通学路の有無	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
無	-	-

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

① 騒音問題対応策

ア 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	29 m	-	エアコン室外機	-	-	低騒音機器設置
西方向	56 m	-	給気口	-	-	幹線道路側に設置
南方向	22 m	-	廃棄物収集音	-	-	昼間のみ
北方向	20 m	-	エアコン室外機	-	-	低騒音機器設置

遮音壁の悪影響	-
---------	---

評価

イ 荷捌・営業活動の騒音対策

荷捌施設建築計画面での配慮	特になし
荷捌施設運営面での配慮	荷捌施設のスペース確保による荷捌時間の短縮
荷捌施設機器選択面での配慮	業者への騒音抑制意識向上の働きかけ及び作業時間厳守
放送設備使用面での配慮	屋外放送無し

ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機からの騒音	冷却塔なし。室外機は低騒音機器設置。
給排気口からの騒音配慮	特になし
駐車場からの騒音配慮	場内車両制限速度の表示。アイドリングストップ。一旦停止線の表示。など
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	作業時間厳守。深夜早朝の作業禁止。

② 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	冷却塔	エアコン室外機	18	排気口	11	給気口	8						
		変動騒音	車両走行音	○										
衝撃騒音	荷降し音	○	廃棄物収集音	○	廃家電収集音	○								
建物の構造(高さ)		鉄骨造 2階建 (9.95m)												

八千代ムセン東浦

ア 等価騒音レベル予測

	東(B-1F)	西(D-1F)	南(C-1・3F)	北(A-1F)	
用途地域	準工業地域	工業地域	工業地域	工業地域	
昼間基準値	60 dB	60 dB	60 dB	60 dB	
夜間基準値	50 dB	50 dB	50 dB	50 dB	
設置者	昼間等価騒音レベル	39.0 dB	45.0 dB	49.0 dB	43.0 dB
	評価	○	○	○	○
県	夜間等価騒音レベル	33.0 dB	38.0 dB	37.0 dB	38.0 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当

イ 夜間における騒音ごとの予測

A 商工業地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無					無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容					
	東(b-1F)	西(d-1F)	南(c-1F)	北(a-1F)	
用途地域	工業地域	工業地域	工業地域	工業地域	
基準値を5dB減ずる要因	なし	なし	なし	なし	
基準値	60dB	60dB	60dB	60dB	
設置者	定常騒音の騒音レベル	53dB	38dB	41dB	52dB
	評価	○	○	○	○
県	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	18dB	56dB	53dB	42dB
	評価	○	○	○	○
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当

(2) 廃棄物関係

悪臭問題関係配慮	特になし
衛生問題関係配慮	特になし

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	19.20 m ³	1日	1.21 t	0.10 t/m ³	12.11 m ³	変更なし	
空缶・空き瓶	5.80 m ³	1日	0.18 t	0.10 t/m ³	3.58 m ³	変更なし	
厨芥・その他	7.00 m ³	1日	0.47 t	0.15 t/m ³	3.16 m ³	変更なし	
廃家電	18.60 m ³	1日	-	-	18.00 m ³	変更なし	
合計	50.6 m ³	-	-	-	36.85 m ³	-	
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	無	空缶・空き瓶の回収箱設置	有
生ゴミ堆肥化施設の使用	無	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	無
廃棄物等圧縮機の使用	無	食品加工場の設置	無
脱水装置の使用	無	物販店以外の施設との保管施設の共有	無

位置・構造	適正な分別の実施	店頭に空缶分別箱を設置し分別収集の協力を求める。
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	廃棄物の収集場所の配置場所の考慮。深夜早朝の作業禁止。など
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	無
	生ゴミ保管施設の気密性の確保	無

八千代ムセン東浦

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	特になし
運搬(予定)業者(免許番号)	変更なし
敷地内処理の配慮	変更なし
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	無
食品加工場併設の場合の運営上の配慮	無

評価

市町村の意見概要	対応
<p>・騒音にたいしては、時間に応じた基準値を守ること。又、苦情がでた場合は速やかに対処すること。</p> <p>・廃棄物は、再資源化、再利用に努めること。</p>	<p>・アイドリングストップの呼びかけを徹底し、駐車場内車両制限速度の表示による車両からの発生騒音を出来る限り軽減するよう努めます。また屋上駐車場は、スロープ上の走行音による近隣住民の皆様への環境負荷影響を増大させないため、今までと同じように午後9時に出入口をチェーンで閉鎖とします。なお、近隣住民の皆様から苦情が出た場合は速やかに対処します。</p> <p>・廃棄物は、家電リサイクル法対象物を中心に分別回収を行い、減量化・リサイクルに努めます。買い換えに伴う廃家電等のリサイクル関連品の回収を実施し、廃家電回収車により引き取りさせます。また、ダンボールは古紙回収業者を通じてリサイクルに努めます。環境に優しい製品の優先販売を心がけ、梱包材などの簡略化を奨励します。</p>

住民等の意見	対応
意見なし	—

県の意見案に至る考え方
市町村の意見に対する設置者の対応などは妥当なものであると考えられる。

県の意見案
意見なし